

公 告

（雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策業務（観測、調査、測量、レーザー測量等、設計検討等、緊急的な対応に必要な用地調査等）に関する基本協定の締結）

次のとおり公告します。

平成23年 3月17日

国土交通省九州地方整備局

雲仙復興事務所長 田村 圭司

1. 基本協定の概要等

（1）基本協定の目的

本業務は、雲仙復興事務所管内において地震、豪雨、台風、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに雲仙復興事務所長の指示に基づく調査、観測、測量、用地調査及び緊急的な対策工法やシミュレーションの検討及び設計等を行うものである。

（2）業務実施場所

砂防指定地内並びに管理施設に影響する隣接地域

（場合によっては、協定締結区域外において発生した災害について要請を行う場合がある）

（3）協定期間 協定締結の日 ～ 平成24年3月31日

（4）募集区分（詳細な内容については、募集要領参照）

（1）観測、調査、測量

（2）レーザー測量等

（3）設計検討等

（4）緊急的な対応に必要な用地調査等

（5）基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者（各募集区分ごとに3社程度）を選定する。また、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 応募資格要件

（1）予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）募集区分（1）（3）については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

また、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を平成23年4月1日時点において受けているこ

と。

募集区分（２）については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 23・24 年度測量業務に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 23・24 年度測量業務に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

また、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 23・24 年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定を平成 23 年 4 月 1 日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を行わない。

募集区分（４）については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 23・24 年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 23・24 年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を平成 23 年 4 月 1 日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、当該協定の参加資格を有しない者に該当し、協定締結を行わない。

ただし、協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とするものとする。

- （３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- （５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （６）平成 13 年度～平成 22 年度本公告日までに完了した業務において、国・県・市町村が発注した下記業務の業務実績を有すること。

【募集区分（１）（３）】については、雲仙復興事務所管内における砂防設備の測量設計に関する、土木関係建設コンサルタント業務又は測量業務 1 件以上

【募集区分（２）】については、測量（レーザー測量を含む）及び簡易空撮業務に関する測量業務 1 件以上

【募集区分（４）】については、雲仙復興事務所管内における補償関係コンサルタント業務に関する、用地補償等に関する業務の実績件数 1 件以上

なお、業務実績は雲仙復興事務所発注の業務を優先的に評価する。

- （７）本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、雲仙復興事務所から概ね 2 時間程度で移動できる範囲に在勤であること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において 3 箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下の資格を保有すること。

【募集区分（１）（３）】については、技術士（建設部門）、又は R C C M を有する者が 1 名以上。

【募集区分（２）】については、測量士を有する者が３名以上、測量士補を含め総計が５名以上。

【募集区分（４）】については、補償業務管理士を有する者が３名以上。

３．基本協定締結者の決定方法

- （１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- （２）技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

４．本基本協定に関する手続等

（１）担当部局

〒８５５－０８６６ 長崎県島原市南下川尻町７－４（電話 ０９５７－６４－４１７１）

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所

担当：調査・品質確保課長 前田 昭浩（内線３５１）

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成２３年 ３月１７日（木）から平成２３年 ３月２８日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。

② 交付場所：〒８５５－０８６６ 長崎県島原市南下川尻町７－４
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 ３階 調査・品質確保課内

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

（３）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成２３年 ３月１７日（木）から平成２３年 ３月２８日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで

② 提出場所：上記４．（１）②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

５．その他

- （１）技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「基本協定締結説明書」による。